

## 第1章 プラン改定にあたって

## 1 プラン改定の背景と趣旨

本市では、男女が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において対等な構成員として参画することができる男女共同参画社会の実現をめざし、1987(昭和62)年に初の行動計画となる「かすがい女性計画」(第1次)から「かすがい女性プラン21」(第2次～第3次)を経て、2002(平成14)年に「かすがい男女共同参画プラン」を策定しました。また、2003(平成15)年には、市・市民・事業者の役割を明らかにした「春日井市男女共同参画推進条例」を施行し、総合的かつ計画的に男女共同参画に関わる事業を推進してきました。その後、2012(平成24)年には、「新かすがい男女共同参画プラン2012-2021」を策定し、長期にわたり、男女を取り巻く問題の解決や環境整備、意識啓発などの各種施策を積極的に推進してきました。

この取組みは、一定の成果を挙げてきましたが、2016(平成28)年に実施した市民意識調査では、さまざまな分野で「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識や慣習が、男性や高齢者層に依然として根強く残っていることがわかりました。男女共同参画社会の実現のためには、世代を超えた男女の理解のもと、社会の制度や慣習を見直し、さまざまな分野において個性や能力を存分に発揮できることが重要です。

また、少子高齢化の進行による人口構成の大きな変化や、グローバル化による産業競争の激化などにより経済社会の構造が大きく変わりました。そのため、非正規雇用者の増大を始めとする雇用の不安定化、貧困・格差の拡大など、男女共同参画に関する課題は多様化しています。このような社会情勢のなか、国においては、2015(平成27)年9月、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が施行されました。さらに、同年12月には「第4次男女共同参画基本計画」を策定し、愛知県も国の計画を踏まえ、2016(平成28)年3月に「あいち男女共同参画プラン2020」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めています。

このような状況を踏まえ、本市においても男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな課題に対応し、効果的な施策を展開していくため、「新かすがい男女共同参画プラン2012-2021」を改定します。

## 2 プラン改定の視点（重点項目）

### （1）女性の活躍推進

2015(平成27)年9月、「女性活躍推進法」が施行されました。国においては、「女性の活躍推進」が最重要課題として位置づけられ、さまざまな取り組みが進められているところです。

少子高齢化により労働人口が減少するなか、本市の継続的な発展のためには女性の力は必要不可欠です。また、女性の視点を政策・方針決定やまちづくりに活かすことは、男女がともに住みやすく、活躍しやすい社会をつくることにつながることから、本市においても、女性の活躍推進のための施策を推進していきます。

### （2）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

誰もが仕事の中で自身の責任を果たし、やりがいや充実感を感じながら働くことができる社会をつくらなければなりません。また、家庭や地域生活などにおいても子育て期、中高年期と人生の各段階に応じて多様な生き方を選択できることが重要です。

しかし、長時間労働は男性が家庭や地域に積極的に関わるのが難しい要因となることや、女性の家事・育児・介護等における負担が大きくなることで、仕事と生活の両立を妨げることもつながります。このことから、ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、長時間労働を当たり前とした従来の働き方の見直しが必要です。

本市においても地域社会や企業・事業者とともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みと働きかけを推進していきます。

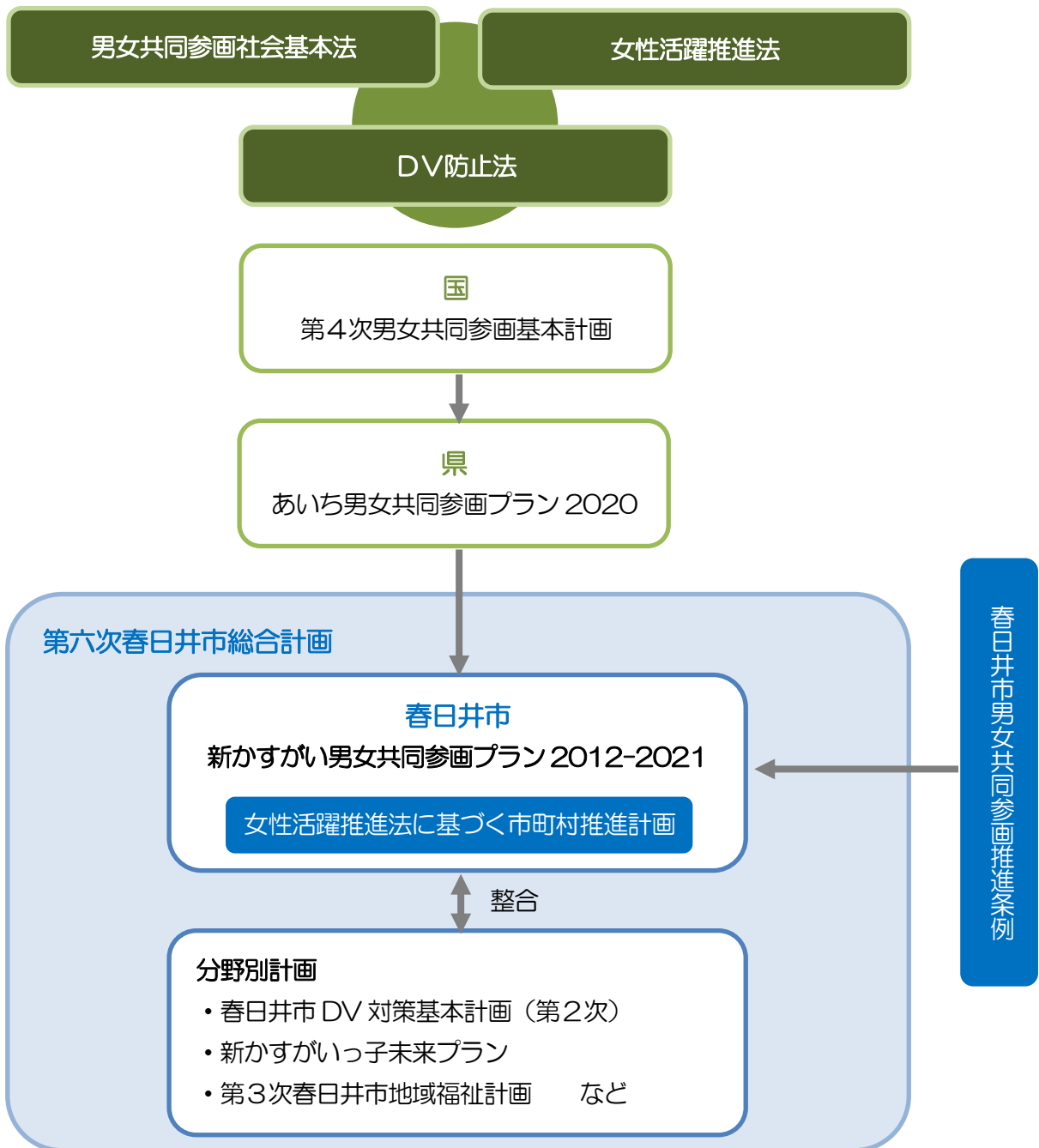
### （3）男女共同参画の意識啓発

市民意識調査によると、男女の地位の平等については「社会通念、慣習・しきたりなど」、「政治の場」、「社会全体」などで『男性優遇』と感じている割合が高く7割を超えています。一方で、「学校教育の場」では約6割の人が平等と感じています。また、性別でみると、男女の平等感は改善されつつあるものの、全ての項目で、男性より女性の方が『男性優遇』と感じており、依然として男女共同参画社会の実現には至っていないことがうかがえます。

固定的性別役割分担意識を解消するためには、市民一人ひとりが男女平等意識を高めることが重要です。市として男女共同参画に関する広報啓発や情報提供を継続し、市民の理解促進・意識向上を図っていきます。

### 3 プランの位置づけ

- 本プランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び春日井市男女共同参画推進条例第9条に基づき策定する市の基本計画です。
- 本プランは、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。
- 本プランは「第六次春日井市総合計画」を上位計画とし、その他の分野別計画との整合性を考慮するとともに、国の男女共同参画基本計画や愛知県の男女共同参画計画を踏まえた計画です。



## 4 プランの期間

本プランの期間は、2012(平成24)年度から2021年度までの10年間です。なお、改定後のプランの期間は、2021年度までの4年間となります。

2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
新かすがい男女共同参画プラン							改定版		

## 5 プランの改定体制等

### (1) 春日井市男女共同参画審議会での審議

本プランの改定にあたっては、幅広い関係者の参画による地域の特性に応じた事業が展開できるよう、策定時に引き続き、学識経験者、地域団体などの代表者、公募市民でなる春日井市男女共同参画審議会において審議を重ねてきました。

### (2) 市民意識調査の実施

男女共同参画に関する市民の意識を明らかにし、プラン改定の基礎資料とすることを目的として、2016(平成28)年9月に市民意識調査を実施しました。

	一般市民	高校生	中学生
調査対象	市内に居住する20歳以上の男女	市内の高等学校に在学中の高校2年生の男女	市内の中学校に在学中の中学2年生の男女
対象者数	2,000人	612人	521人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出	市内高等学校2年生のクラスを抽出	市内中学校2年生のクラスを抽出
調査方法	郵送による配布・回収	学校にて配布・回収	学校にて配布・回収
有効回収数	1,046件	612件	521件
有効回収率	52.3%	100.0%	100.0%

### (3) パブリックコメントの実施

市民からの意見を施策内容等に反映させるため、2017(平成29)年11月15日から12月14日までパブリックコメントを実施しました。